



小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

2026 年 9 月 28 日(月)

源泉票の「摘要欄」の記載も忘れずに！ 従業員分と役員分の退職金を一括支給する場合

従業員・役員の退職金を一緒に支払う場合

従業員が役員に昇格した場合、昇格した方の従業員分の退職金については、次の 2 つの取扱いが考えられます。

- ① 役員就任時に従業員分の退職金を精算し、支給する方法（打切り支給）
- ② 役員を退任する時まで、従業員分の退職金支給を繰り延べる方法

国税庁HPに、②の源泉税計算の一例が掲載されています。確認してみましょう。

＜事例＞ 令和 7 年 3 月 31 日、A氏は、役員として勤務していたB社を退職し、退職金 3,500 万円が支給された（内訳：従業員分 2,500 万円、役員分 1,000 万円）。

＜A氏のB社での経歴＞

勤続期間 H13. 4～R7. 3（24 年間）

従業員として	H13. 4～R5. 3（22 年間）
役員として	R3. 4～R7. 3（4 年間）

※ R3. 4～R5. 3（2 年間）は、使用人兼務役員として勤務（重複期間）

この事例では、①役員の勤続年数が 5 年以下であるため、役員分の退職所得は 1/2 を乗じないこと、②役員と従業員の勤務の重複期間は、役員側の控除を「20 万円×重複期間」で計算することがポイントです。

退職所得の計算手順をチェック！

まず、A氏のトータルの勤続期間（24 年）の退職所得控除額を計算します（A）。

$$800 \text{ 万円} + 70 \text{ 万円} \times (24 \text{ 年} - 20 \text{ 年}) = 1,080 \text{ 万円}$$

次に役員分（4 年）の控除を求めます（B）。

$$(\text{重複していない期間}) 40 \text{ 万円} \times 2 \text{ 年} + (\text{重複期間}) 20 \text{ 万円} \times 2 \text{ 年} = 120 \text{ 万円}$$

従業員分の控除額は、AからBを控除した残額 960 万円（1,080 万円－120 万円）となり、まとめると次表のとおりとなります。

	収入金額	控除額	差引金額
役員分	1,000 万円	120 万円	880 万円
従業員分	2,500 万円	960 万円	1,540 万円
合計	3,500 万円	1,080 万円	—

退職所得は、従業員分のみ 1/2 を乗じて 1,650 万円（役員分 880 万円＋従業員分 1,540 万円×1/2）と計算されます。

退職所得の源泉徴収票に記載する事項

これに速算表等を適用し、源泉徴収税額 399 万 1,089 円、特別徴収税額 165 万円を算出します。なお、退職所得の源泉徴収票の「摘要欄」には、①役員分の支給額、②役員としての勤続年数、③重複勤続年数などを記入しますので、注意しましょう。



国税庁HPに記載見本があるので、参考にしてください！